

**松山市テレワーク在宅就労支援事業
就労奨励金及び発注奨励金
手続き要領**

松山市 産業経済部 企業立地・産業創出課

◇はじめに

就職困難者や在宅でしか働くことのできない方の雇用機会の創出及びテレワーク市場の拡大を図ることを目的に、就労奨励金と発注奨励金の2つの奨励金制度を設けています。

本要領では、奨励金の内容、申請手続き等について記載しておりますので、「松山市テレワーク在宅就労促進事業就労奨励金及び発注奨励金交付要綱」の補足資料としてご活用ください。

※「テレワーク」とは、
「情報通信技術（IT）を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方」を指します。

就労奨励金について

◇就労奨励金の概要

就労奨励金は、指定事業所（注1）が雇用又は個人請負契約した在宅就労者（注2）の人数に基づいて、別に定める金額を奨励金として交付します。

注1 本事業での「指定事業所」とは、

「次の①～④までの要件をすべて満たす法人又は個人」を指します。

- ①日本標準産業分類における大分類「宿泊業，飲食サービス業」及び「医療，福祉」又は、その他市長が特別に認める事業を営む事業所であること。
- ②在宅就労者（注2）を雇用している市内の事業所又は在宅就労者と請負契約している市内の事業所であること。
- ③市税を滞納していないこと。
- ④在宅就労業務（※）の形態を導入している事業所であること。

※「在宅就労業務」とは、

「コンピュータや専用回線等を利用して、自宅で行う業務」を指します。

注2 本事業での「在宅就労者」とは、

「次の①～③までの要件をすべて満たす市民」を指します。

- ①雇用又は個人請負契約した者
- ②在宅就労業務を行う者
- ③次のア～カまでのいずれかに該当する者
 - ア 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている者
 - イ 特定医療費（指定難病）受給証を持っている者

※在宅就労者は市民に限るため、①～③を満たしても市外の方は奨励金交付対象とはなりません。

◇奨励金の交付回数・申請期間

就労奨励金は、指定事業所に指定された年度の翌年度から、5回まで交付を受けることができます。

交付申請書は、毎年度4月1日～3月31日の間に提出してください。

◇奨励金の金額

交付申請年度の前年度の3月31日を基準日として、次に定める「交付年度実績に応じた単価」に、「各区分に該当する人数」を乗じた金額が、交付される奨励金の金額となります。なお、短時間労働者、有期雇用労働者、個人請負契約者は支払われるべき年間の合計賃金（諸税を除く。）が150,000円以上の方が対象となります。

(円)

区 分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
常用雇用者（注1）	50,000	100,000	150,000	100,000	50,000	450,000
短時間労働者（注2）	25,000	50,000	75,000	50,000	25,000	225,000
有期雇用労働者（注3）	25,000	50,000	75,000	50,000	25,000	225,000
個人請負契約者	25,000	50,000	75,000	50,000	25,000	225,000

注1 本事業での「常用雇用者」とは、

「雇用保険法（昭和49年法律第116号）で規定する雇用保険の適用を受ける者」を指します。

注2 本事業での「短時間労働者」とは、

短時間労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に定める者で常用雇用者ではない者）を指します。

※具体的には、週20時間以下の勤務で、雇用保険の適用を受けない者

注3 本事業での「有期雇用労働者」とは、

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第2項に定める者で常用雇用者でない者」を指します。

※具体的には、31日以上雇用が見込まれず、雇用保険の適用を受けない者

<計算例>

①申請年数1年目

常用雇用者5名、個人請負契約者2名の場合

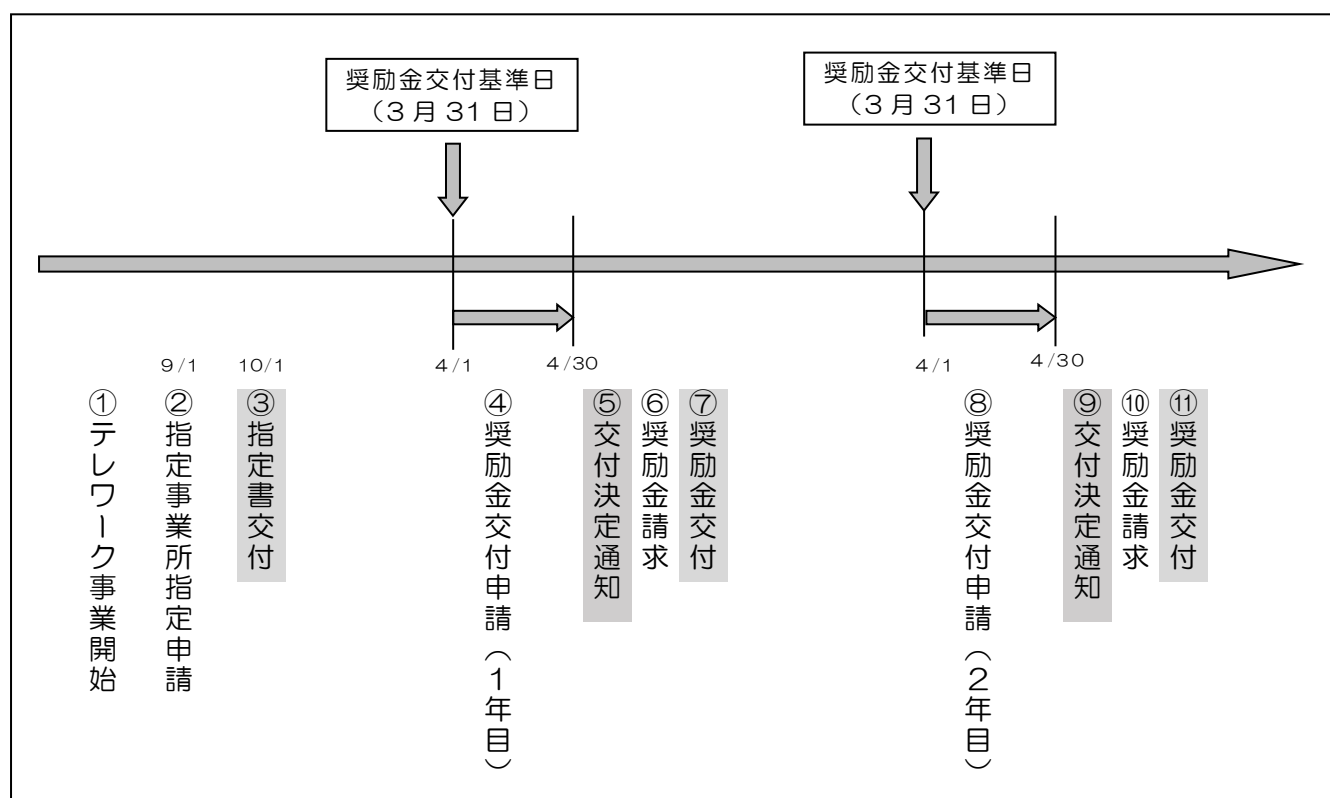
$(50,000 \text{円} \times 5 \text{名}) + (25,000 \text{円} \times 2 \text{名}) = 250,000 \text{円} + 50,000 \text{円} = \underline{300,000 \text{円}}$

②申請年数4年目

常用雇用者2名、短時間労働者3名、個人請負契約者3名の場合

$(100,000 \text{円} \times 2 \text{名}) + (50,000 \text{円} \times 3 \text{名}) + (50,000 \text{円} \times 3 \text{名})$
 $= 200,000 \text{円} + 150,000 \text{円} + 150,000 \text{円} = \underline{500,000 \text{円}}$

◇申請の流れ



※本市が行う手続きを色付けしています。

- ①② 事業所の指定を希望される場合は、就労奨励金指定事業所指定申請書（様式第1号）」を提出してください。（必ず事前にご相談ください。）
- ③ 指定事業所指定の可否について通知します。
- ④ 指定事業所の指定書の交付を受けた場合は、指定を受けた翌年度の4月1日～3月31日の間に「就労奨励金交付申請書（様式第8号、第8号の2、第8号の3）」を提出してください。（添付資料についてはチェックリストを参照してください。）
- ⑤ 奨励金交付の可否について通知します。
- ⑥ 奨励金交付決定を受けた場合は、「就労奨励金請求書（様式10号）」を提出してください。
- ⑦ 請求書が届いてから30日以内に指定口座へ入金します。
- ⑧～ 2年目以降は④～⑦の手続きを同様に行ってください。

発注奨励金について

◇発注奨励金の概要

発注奨励金は、指定事業所（注1）に対して、在宅就労業務（注2）を発注した全国の発注事業所に対して発注金額の10%を奨励金として交付します。

注1 本事業での「指定事業所」とは、
「就労奨励金の交付対象事業所として松山市が指定した事業所」を指します。

注2 本事業での「在宅就労業務」とは、
「コンピュータや専用回線等を利用して、自宅で行う業務」を指します。

◇奨励金の交付対象者

交付対象者は、次の①、②の要件を満たす全国の事業所（市内含む）です。

- ①指定事業所と連結決算の関係にないこと。
- ②所在地の市町村税又は特別区税（東京都が課する特別区税に相当するものを含む。第20条第3号において同じ。）を滞納していないこと。

◇奨励金の金額

発注奨励金の金額は、交付対象者が指定事業所に発注した金額（消費税及び地方消費税を除く）の10%となります。

ただし、千円未満に端数があるときは、切捨てとなります。

<計算例>

5,000,000円（税込）の業務を発注した場合

発注金額（税抜）は4,629,630円のため、 $4,629,630円 \times 10\% = 462,963円$

462,963円の千円未満の端数切捨て → 462,000円

◇奨励金の金額・申請回数

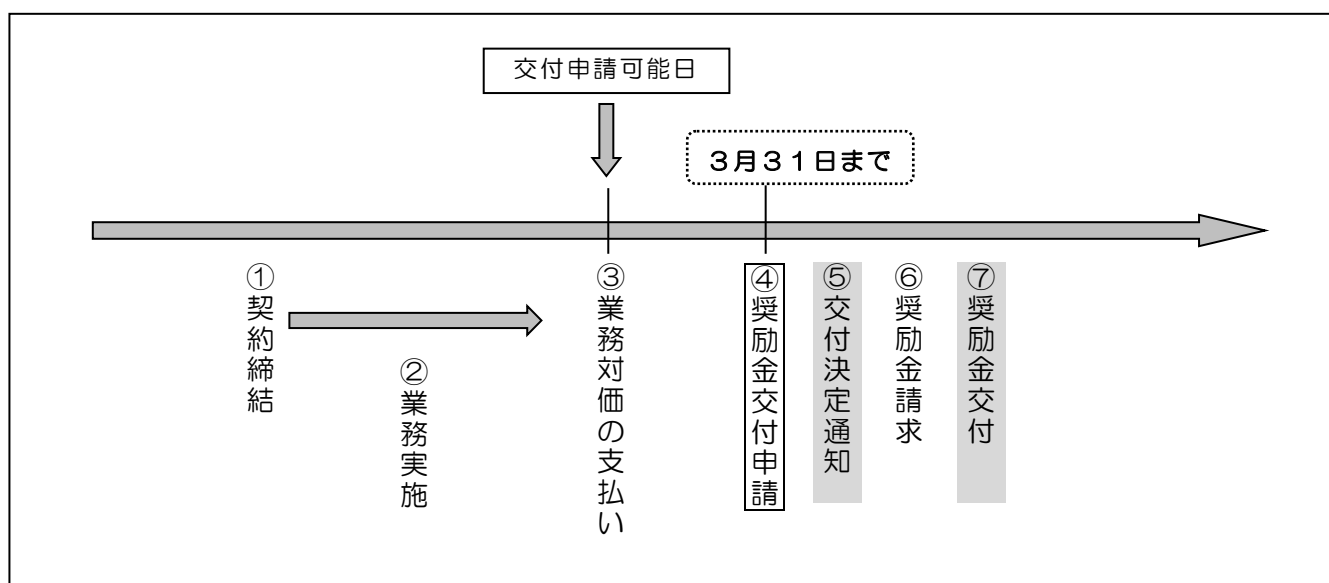
奨励金の申請回数に上限はありませんが、1年度に交付される奨励金上限額は1事業者あたり400万円となります。

◇発注奨励金 対象業務の条件

奨励金の対象となる発注業務は、次の①～④までの要件を満たす必要があります。

- ①発注事業者の自らの業として行う業務であること。（中間搾取の禁止）
- ②発注業務が在宅就労者に分担され、適正に完遂されたものであること。
- ③発注業務1件の金額が5万円以上であること。
- ④発注業務を完了し、その対価の支払いを終えていること。

◇申請の流れ



※本市が行う手続きを色付けしています。

- ①②③ 発注事業者と指定事業者の間で契約締結→在宅就労業務実施→対価の支払いを行ってください。
- ④ 契約が完了し、対価を支払った後に、「発注奨励金交付申請書（様式第13号、第13号の2、第13号の3）」を提出してください。
（添付資料についてはチェックリストを参照してください。）
- ⑤ 奨励金交付の可否について通知します。
- ⑥ 奨励金交付決定を受けた場合は、「発注奨励金請求書（様式15号）」を提出してください。
- ⑦ 請求書が届いてから30日以内に指定口座へ入金します。

◇その他

<報告>

奨励金の交付を受けた事業所は、市が必要と認める場合に行う事業の進捗状況、経理状況等について報告又は検査に応じる必要があります。

<書類の管理>

奨励金の交付を受けた事業所は、事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年から起算して5年間保管してください。

<監査>

市長及び監査委員が調査又は監査することがあります。

◇お問い合わせ

●手続きに必要な各様式は、松山市企業立地・産業創出課のホームページからダウンロードできます。

松山市公式HP→くらしの情報→産業→産業創出→松山市テレワーク在宅就労促進事業（就労奨励金及び発注奨励金）

松山市 産業経済部 企業立地・産業創出課（市役所本館8階）産業創出担当
〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2
TEL (089) 948-6550 ・ FAX (089) 934-0113